



Y's Consulting Limited

最新中国経済ニュース
2014年4月号 No.1404

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《小型微利企業に係る企業所得税半減徴収の範囲を拡大することに関する問題についての通知》
2. 《国务院 企業情報開示条例(パブリックコメント)公開に関する通知》
3. 《増値税発票の使用及び使用に係る手続を簡素化することに関する問題についての公告》
4. 2014年4月より施行の法律法規

主要経済統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《小型微利企業に係る企業所得税半減徴収の範囲を拡大することに関する問題についての通知》

通達番号: 国家税務総局公告 2014 年第 23 号

公布日 : 2014 年 4 月 18 日

実施日 : 2014 年 4 月 18 日

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c696021/content.html>

国家税務総局は、2014年4月18日付けで『小型微利企業に係る企業所得税半減徴収の範囲を拡大することに関する問題についての通知』(国家税務総局公告 2014 年第 23 号)、以下『23 号通達』を公布しました。

財政部及び国家税務総局は、2014年4月8日付けで『小型微利企業に係る企業所得税優遇政策に関連する問題についての通知』(財税[2014]年 34 号)、以下『34 号通達』を公布し、小型微利企業に係る企業所得税優遇政策を享受することができる課税所得額の条件を年間所得 6 万元以下(6 万元含む)から年間所得 10 万元以下(10 万元含む)に拡大しておりますが、財税[2009]69 号の規定により小型微利企業に係る企業所得税優遇政策を享受することが出来る企業は、企業所得税を帳簿検査徴収(中国語「查帳征收」)により納付している企業に限定されており、企業所得税を査定徴収(中国語「核定征收」)により納税している企業は小型微利企業に係る企業所得税優遇政策を享受することが認められておりませんでした。

当該『23 号通達』により、条件を満たす小型微利企業は、企業所得税を帳簿検査徴収により納付しているか査定徴収により納税しているかに関わらず、一律に下記小型微利企業に係る企業所得税優遇政策を享受することができるようになります。

1. 内容

年間課税所得が 10 万元以下(10 万元含む)である小型微利企業は、課税所得の 50%を課税所得とし、20%の企業所得税率により企業所得税を納付する(財税[2014]年 34 号)。

--1--

年間課税所得が30万元以下である小型微利企業は、20%の企業所得税率により企業所得税を納付する(企業所得税法实施条例第92条)

2. 小型微利企業

- ・工業企業:従業員数が100人を超えず、総資産額が3,000万元を超えない(企業所得税法实施条例第92条)。
- ・その他の企業:従業員数が80人を超えず、総資産額が1,000万元を超えない(企業所得税法实施条例第92条)。

その他、『23号通達』における主な内容は下記の通りです。

- (1) 小型微利企業企業所得税優遇を享受する場合には、税務局への申請および認可は必要でなく、税務局への従業員数及び総資産額の届出をするだけでよい。
- (2) 企業所得税2014年第1四半期予定納付時に小型微利企業企業所得税優遇享受の条件を満足しているにも関わらず、小型微利企業企業所得税優遇を適用せずに企業所得税を予定納付している場合は、以降の各四半期における企業所得税予定納付時に税額を調整することが認められる。

2. 《国務院 企業情報開示条例(パブリックコメント)公開に関する通知》

公布日 :2014年4月17日

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/cazjgg/201404/20140400395727.shtml>

国務院は、2014年4月17日付で『企業情報公示条例(パブリックコメント)公開に関する通知』(国家税務総局公告2014年第23号)、以下『パブリックコメント』を公布しました。

2014年2月7日に国務院から公布された『登録資本金制度の改革法案の印刷・公布に関する通知』(国発[2014]7号)により、従来の年度検査制度は年度報告公示制度へ変更され、年度報告公示制度による工商行政管理局への企業情報の報告が既に開始されており、当該企業情報は「企業信用情報開示システム」(中国語「企業信用信息公示系統」 <http://gsxt.saic.gov.cn/>)による公衆開示が予定されておりますが、当該『パブリックコメント』は「企業信用情報開示システム上」で開示すべき企業情報の具体的な内容等を規定したものととなります。

主な内容は下記の通りです。

1. 年度報告開示に係る企業情報

授權資本および払込資本・出資時期・出資方法、従業員人数、通信住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス等、国外投資情報、ホームページアドレス、総資産額、負債総額、売上高、利益総額、純利益、納税額、株主資本総額等が開示されるが、この内、総資産額、負債総額、売上高、利益総額、純利益、納税額、株主資本総額に関しては企業が自らの判断により開示するか否か決定することができる。

2. 法定代表人の責任強化

営業許可証の取消し或は閉鎖を命じられた企業の法定代表人或は責任者は、営業許可証の取消し或は閉鎖を命じられた日から起算し3年以内の間、他の企業の法定代表人或は責任者を務めることはできない。

3. 連動影響体制の構築

各関連部門は連動影響体制を確立し、企業信用情報開示システム等により企業信用状況を評価したうえで、「ブラックリスト」への記載がある企業および法定代表人と責任者に対しては制限措置がとられ、各関連部門による「一箇所で違法があれば、様々な箇所で制限を受ける」という運用がなされることとなります。

なお、上海市自由貿易試験区においては、上海市工商行政管理局により2014年3月3日付け公布された「中国(上海)自由貿易試験区企業年度報告開示弁法(試行)」および「中国(上海)自由貿易試験区企業経営異常リスト管理弁法(試行)」により、既に概ね同様の運用が開始されております。

『パブリックコメント』は、2014年5月18日まで意見募集が行われることとなります。

3. 《増値税発票の使用及び使用に係る手続を簡素化することに関する問題についての公告》

通達番号: 国家税務総局公告 2014 年第 19 号

公布日 : 2014 年 3 月 24 日

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c683580/content.html>

国家税務総局は、2014年3月24日付けで『増値税発票の使用及び使用に係る手続を簡素化することに関する問題についての公告』(国家税務総局公告 2014 年第 19 号、以下『19 号公告』)を公布しました。

当該『19 号公告』により、増値税発票に関する下記の取扱が変更されております。

(1) 増値税専用発票に係る審査手続の簡素化

一般納税人が申請する増値税専用発票の上限金額が 10 万元を超えない場合には、主管税務機関が事前現場調査を実施する必要がない。

(2) 赤字専用発票に係る手続の簡素化

一般納税人が増値税専用発票を発行した後、返品や売上割戻があった場合に規定に基づき赤字専用発票を発行する際、当該業務に係る記帳証憑のコピーを主管税務機関に提出し届出をする必要はない。

2014年4月より施行の法律法規

2014年4月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《国务院事公庁 政府情報公開業務における要点に関する通知》(国事発〔2014〕12号)

《国家税務総局 期限内未申告輸出還付税の申告期限延長に関する問題についての公告》(国家税務総局 2014年第20号)

《国家税務総局 税務文章及び報告表の管理業務をさらに規範することに関する通知》(税総発〔2014〕50号)

主要経済統計

2014年1期度 GDP

GDP : 128,213 億元(前年同期比+7.4%)

第一次産業 : 7,776 億元(前年同期比+3.5%)

農林牧漁業: 7,776 億元(前年同期比+3.5%)

第二次産業 : 57,587 億元(前年同期比+7.3%)

工業 : 51,217 億元(前年同期比+7.1%)

建築業 : 6,370 億元(前年同期比+9.3%)

第三次産業 : 62,850 億元(前年同期比+7.8%)

交通運輸、倉庫、郵便: 6,917 億元(前年同期比+5.7%)

卸売、小売業: 12,982 億元(前年同期比+9.8%)

住宿、飲食業: 2,668 億元(前年同期比+5.9%)

金融業 : 9,291 億元(前年同期比+9.5%)

不動産業 : 8,805 億元(前年同期比+3.0%)

その他サービス業: 22,187 億元(前年同期比+8.9%)

2014年3月主要経済統計

固定資産投資: 68,321.71 億元(完成額累計+17.6%)

3月貿易総額: 3,325.15 億ドル

第一次産業: 1,169.56 億元(完成額累計+25.8%)

輸出総額: 1,701.10 億ドル(前年同期比-6.6%)

第二次産業: 28,253.77 億元(完成額累計+14.7%)

輸入総額: 1,624.05 億ドル(前年同期比-11.3%)

第三次産業: 38,898.38 億元(完成額累計+19.6%)

貿易収支: 77.05 億ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】

《上海市における最低賃金基準を調整することに関する通知》

通達番号：沪人社綜発〔2014〕6号

公布日：2014年3月23日

実施日：2014年4月1日

http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/zhxx/gfxwj/shbx/201403/t20140328_1160243.shtml

上海市人力資源社会保障局は、2014年3月28日付けで『上海市における最低賃金基準を調整することに関する通知』（沪人社綜発〔2014〕6号、以下『通知』）を公布しました。

当該『通知』により、上海市における最低賃金が全日制では1,620元/月から1,820元/月へ変更され、非全日制では14元/時間から17元/時間へ変更されております。また、下記給与は最低賃金に含まれないことが明確にされております。

- (1) 残業代
- (2) 夜勤手当、高温手当および危険作業手当等の特典手当
- (3) 社会保険および住宅積立金個人負担分
- (4) 食事手当、通勤手当および住宅手当

当該『通知』は、2014年4月1日より施行されることとなります。

《2014 社会保険料納付基数》

公布日：2014年4月14日

実施日：2014年4月1日～2015年3月31日

http://www.12333sh.gov.cn/200912333/2009xxgk/ztxx/shbxxx/201404/t20140414_1160806.shtml

上海市人力資源和社会保障局は、2014年4月14日付けで『2014 社会保険料納付基数』を公布しました。

当該通知により、上海市での2014年4月1日以降における社会保険料納付基数の上限が14,076元/月から15,108元/月に、下限が2,815元/月から3,022元/月に変更されております。

上海市における現行の社会保険納付比率は会社(35%)、個人(10.5%)、合計(45.5%)となっておりますので、当該通知による社会保険納付基準引き上げにより、納付基準の上限で計算した場合、毎月の従業員一人あたりの企業負担は361.2元増の5,287.8元、個人負担は108.36元増の1,586.34元となり、納付基準の下限で計算した場合、毎月の従業員一人あたりの企業負担は72.45元増の1,057.7元、個人負担は21.73元増の317.31元となります。

【蘇州】

《2014 年蘇州工業園區企業における従業員賃上げガイドラインに関する通知》

通達番号：蘇園勞保〔2014〕12号

公布日：2014年3月28日

http://www.zfxxgk.suzhou.gov.cn/sxqzf/szgyyq/201404/t20140401_373037.html

蘇州工業園區労働社会保障局は、2014年3月28日付けで『2014 年蘇州工業園區企業における従業員賃

上ガイドラインに関する通知』(蘇園勞保[2014]12号)、以下『ガイドライン』)を公布しました。

当該『ガイドライン』では、「平均」および「下限」の2つのラインがあり、2014年は昨年と同じく、それぞれ10%、7%に設定されており、「上限」の設定は行なわれておりません(『ガイドライン』第2条)。

2014年における賃上げ幅が『ガイドライン』の下限を下回り、かつ給与が全国平均を下回る企業(双低企業)は、従業員代表大会を通じて従業員に状況の説明をし、工会と協議のうえ園區給与指導理事会に届出をしなければならず、また園區労働保障部門は当該企業を重点監察対象に組み入れ、集中補導等の方法により企業が自主的にガイドラインに沿った昇給を実施するように指導することになります(『ガイドライン』第3条、第6条)。

《2014年結算年度における社会保険料納付基数を公布することに関する通知》

通達番号:蘇人保規[2014]3号

公布日 :2014年3月24日

実施日 :2014年4月1日~2015年3月31日

<http://www.rsj.suzhou.gov.cn/szwzweb/html/zcfg/zcfgk/22006.shtml>

蘇州市人力資源社会保障局は、2014年3月24日付けで『2014年結算年度における社会保険料納付基数を公布することに関する通知』(蘇人保規[2014]3号)、以下『3号通知』)を公布しました。

当該『3号通知』により、蘇州市での2014年4月1日以降における社会保険料納付基数の上限が172,878元(14,407元/月)から194,496元(16,208元/月)に、下限が26,040元(2,170元/月)から28,644元(2,387元/月)に変更されております。

蘇州市における現行の社会保険納付比率は会社(32.5%)、個人(10.5%+5元)、合計(43%+5元)となっておりますので、当該『3号通知』による社会保険納付基準引き上げにより、納付基準の上限で計算した場合、毎月の従業員一人あたりの企業負担は585.32元増の5,267.6元、個人負担は189.11元増の1,706.84元となり、納付基準の下限で計算した場合、毎月の従業員一人あたりの企業負担は70.53元増の775.78元、個人負担は22.79元増の255.64元となります。

【深圳】

《深圳市国家稅務局『稅務行政処罰裁量權實施弁法』を規範化することの通知》

通達番号:2014年第3号

公布日 :2014年4月16日

http://www.szgs.gov.cn/internet/zwgk200802/bsgk/ssgg/tzgg/t20140418_349966.htm

深圳市国家稅務局は、2014年4月16日付けで『稅務行政処罰裁量權實施弁法を規範化することの通知』(2014年第3号)、以下『3号通達』)を公布しました。

主な内容は下記の通りです。

1. 初回違反に係る取扱

下記稅務規定違反行為に関しては、状況が軽微な場合には、初回に限り罰金の徴収が免除される

- ・期限内に稅務変更登記を行わない場合
- ・期限内に稅務申告を行わない場合
- ・一部發票に関する規定違反行為があった場合

--6--

2. 罰金の改定(下記、期限内に税務申告を行わない場合(法人の場合))

(旧): 当月: 50 元、1 ヶ月以内: 100 元、2 ヶ月以内: 800 元、3 ヶ月以上: 1,000 元から 10,000 元

(新): 90 日以内: 50 元、91 日～180 日以内: 100 元、181 日～270 日: 200 元、271 日から 365 日: 400 元、366 日～455 日: 600 元、456 日～545 日: 800 元、546 日以上: 1,000 元、状況が悪質な場合: 2,000 元以上 10,000 元以下
